

## 市営住宅の滞納家賃の請求に係る法的措置について

平成12年8月31日

都市計画部

## 1 法的措置について

## (1) 趣旨

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸している市営住宅において、家賃の滞納が長期かつ高額な入居者のうち、再三にわたる督促や最終催告書の送付に対し誠意を示さない者のうち次の3名について、滞納家賃及びこれに係る督促手数料の納入を求める民事調停を盛岡簡易裁判所に申し立て、家賃を納入している他の入居者との負担の公平性を図るものである。

## (2) 内容

## ① 相手方

入居者	住宅名	住所	滞納額及び月数
			947,450円 47月
			656,400円 55月
			1,080,950円 51月

\* 滞納額は平成12年7月末現在である。

## ② 調停不成立等の場合

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及びこれに係る督促手数料等の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

## 2 家賃滞納額等の状況

年 度	収入未済額	滞納者数 (人)	収納率 (%)
平成 9	12,493 万円	4 5 4	81.55
〃 1 0	13,774 万円	4 5 9	77.36
〃 1 1	13,328 万円	4 1 7	79.02

## 3 家賃収納率向上対策

### (1) 平成11年度

#### ① 取組み

内 容：滞納者の呼出しによる納入指導及び連帯保証人に対する完納指導依頼

呼出対象者：滞納金額30万円以上若しくは滞納月数20か月以上の者

期 間：平成11年11月から12年3月まで

対 象 者 数：204名

#### ② 結 果

納入を誓約した者174名 誓約額 103,542,915 円

呼出しに応じない者14名

その他の者（死亡、入院中、明渡し手続き未了等）16名

### (2) 平成12年度

#### ① 滞納者の呼出しによる納入指導及び連帯保証人に対する完納指導依頼

呼出対象者：滞納金額30万円未満若しくは滞納月数20か月未満の者

実績～滞納金額10万円以上若しくは10か月以上の者、66名、

実施期間6月28日～7月10日

#### ② 呼出し対象者以外の滞納者に対する夜間電話催告（毎月1回実施）

実績～4月18日、5月23日、6月29日、7月31日

#### ③ 納入を誓約した者の履行確認

#### ④ 呼出しに応じない者等の法的措置